

平成 26 年 8 月 29 日

平成 26 年度病害虫発生予察注意報 (第 3 号)

和歌山県農作物病害虫防除所

1. 病害虫名：トマト黄化葉巻病

病原ウイルス：トマト黄化葉巻ウイルス (*Tomato yellow leaf curl virus* [TYLCV])

媒介虫：タバココナジラミ

2. 対象作物：ミニトマト、トマト (施設栽培)

3. 対象地域：県中部

4. 発生量：多

5. 発生時期：9 月～

6. 注意報発令の根拠

1) 県中部の露地栽培ミニトマトにおける 8 月中旬のトマト黄化葉巻病の発生ほ場率は 100% (過去 8 年の平均 34.9%)、発病株率は 61.6% (過去 6 年の平均 8.8%) と多かった。

2) 露地栽培の発生ほ場では発病株を抜き取り処分していない場合が多いため、媒介虫であるタバココナジラミのトマト黄化葉巻ウイルス保毒虫率が高まっていると考えられる。

7. 防除上の注意事項

1) 施設栽培のミニトマトやトマトでは生育初期に感染すると被害が大きくなるため、育苗ほ、本ほとも施設開口部へ目合い 0.4mm 以下の防虫ネットを展張し、ウイルスを保毒したタバココナジラミの侵入を防止する。さらに、外張り資材に紫外線除去フィルムを使用すると侵入防止効果が高まる。

2) 定期的な薬剤散布に加え定植期の粒剤処理により、感染適期である育苗期から本ほ初期 (8～10 月) のタバココナジラミ防除を徹底する。

3) 発病株は伝染源となるため、見つけ次第抜き取り直ちに土中に埋めるか、ビニル袋に密封して完全に枯死させてから処分する。

4) 野生生えトマトは伝染源となりやすいので見つけ次第処分するとともに、栽培管理や出荷調整後の残さはほ場周辺に野積みせず速やかに処分する。

5) タバココナジラミは寄主範囲が極めて広く、多くの雑草にも寄生するので、施設内および施設周辺の除草を徹底する。

- 6) 家庭菜園を含む露地栽培トマトについては、栽培終了後は速やかに全株を引き抜き、野積みにした上に古ビニルなどで2週間以上覆ってコナジラミ類を死滅させる。
- 7) 施設栽培トマトについては、栽培終了時に全ての株を抜根し、施設を10日間以上密閉してタバココナジラミを死滅させ、施設外への本虫の分散を防止する。

担当：和歌山県農作物病害虫防除所
大谷、岡本崇 TEL:0736(64)2300